

札幌医科大学入学者選抜実施規程（平成19年4月1日規程第103号）

（趣旨）

第1条 札幌医科大学医学部及び保健医療学部（以下「大学」という。）の入学者の選抜は、この規程に定めるところによる。

（委員会）

第2条 大学における入学者選抜を公正で確実に管理運営するため、本学に札幌医科大学入学試験委員会（以下「入試委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第3条 入試委員会は、入学者選抜（外国人留学生の選抜を含む。）に関する次の各号に掲げる事項を審議・決定するものとする。

- (1) 入学者選抜の基本方針に関すること。
- (2) 入学者選抜の企画に関すること。
- (3) 入学試験合格者の決定に関すること。
- (4) 大学入試センターが行う試験に関すること。
- (5) その他入学者選抜の重要事項に関すること。

（組織）

第4条 入試委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各学部長
- (3) 医療人育成センター長
- (4) 医療人育成センター入試・高大連携部門長
- (5) 附属病院副院長のうち教育担当の者
- (6) 学生部長
- (7) 国際交流部長
- (8) 附属総合情報センター長
- (9) 事務局長
- (10) 学長の指名する者若干名

2 前項第10号の者は、各学部長及び医療人育成センター長の推薦に基づき学長が委員に任命する。

（任期）

第5条 前条第1項第10号の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第6条 入試委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学長とし、副委員長は各学部長及び医療人育成センター長をもって充てる。
- 3 委員長は、入試委員会に関する事項を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する順序でその職務を代理する。

（会議）

第7条 入試委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 入試委員会は、委員（休職及び外国出張中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ会議を開催することができない。
- 3 入試委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(委員会の設置)

第9条 入学者選抜を円滑に実施するため、入試委員会に札幌医科大学入学試験委員会入学者選抜委員会を置く。

2 前項に掲げる委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(入試委員会の庶務)

第10条 入試委員会の庶務は、事務局学務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、入試委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 札幌医科大学入学者選抜実施規程(平成5年3月31日医大総第1321号)に基づき任命された入試委員会委員は、この規程に基づき任命されたものとみなす。この場合において、その者の任期については、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月1日規程第49号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規程第11号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年7月22日規程第50号)

1 この規程は、平成22年8月1日から施行する。

2 附属病院副院長の職にある者が複数いる時は、附属病院副院長のうち教育担当の職にある者を改正後の規程における附属病院副院長とみなす。

3 規則の施行日において学生保健管理センター所長の職にあった附属病院副院長の職にある者は、この規程の施行において引き続き入学試験委員会委員の職にある者とみなす。

附 則(平成23年10月7日規程第60号)

この規程は、平成23年10月7日から施行する。

附 則(平成25年4月1日規程第6号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月19日規程第14号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規程第18号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規程第43号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月15日規程第38号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。